# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年10月17日 |
| 【会社名】 | 株式会社モブキャスト |
| 【英訳名】 | mobcast inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　藪 考樹 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区東品川二丁目２番33号 |
| 【電話番号】 | 03－5715－1521 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長　清田 卓生 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区東品川二丁目２番33号 |
| 【電話番号】 | 03－5715－1523 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長　清田 卓生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成24年10月17日開催の当社取締役会において、当社従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議したため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

イ 銘柄

株式会社モブキャスト第17回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

1,740個

(2) 新株予約権と引き替えに払い込む金額

金銭の払込を要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

(3) 発行価額の総額

未定

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値又は新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

平成26年11月２日から平成34年９月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

② 新株予約権者が取締役、監査役又は使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（ⅰ）新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

（ⅱ）新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ⅲ）新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ⅳ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

③ 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑤ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑥ その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る払込金額の年額（１月１日から12月31日まで）の合計額は、１千２百万円を超えることはできない。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の２第１項第２号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

⑧ 新株予約権者は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第１項の規定に従い、現金にて所定の払込取扱場所の指定口座に指定日時までに振り込むものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

ハ 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員９名に対して1,740個を付与するものとする。

ニ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(1) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成24年11月１日から平成26年11月１日までの間のいずれかの日の終値が、1,300円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

**ホ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い**

**当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。**

**① 交付する再編対象会社の新株予約権の数**

**残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。**

**② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類**

**再編対象会社の普通株式とする。**

**③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数**

**組織再編行為の条件等を勘案の上、上記ロ(4)に準じて決定する。**

**④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額**

**交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。**

**⑤ 新株予約権を行使することができる期間**

**上記ロ(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記ロ(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。**

**⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項**

**上記ロ(8)に準じて決定する。**

**⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限**

**譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。**

**⑧ 新株予約権の取得の条件**

**上記ニに準じて決定する。**

**ヘ 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項**

**当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。**

**ト 新株予約権の割当日**

**平成24年11月１日**

**以 上**